

Q

交際相手と別れたら、もらったプレゼントは返すべき？

相談者の気持ち

交際相手と別れたところ、これまでプレゼントしたものを返せと言われていました。返さなければならないのでしょうか？また、仮に婚約していた場合には、どうなるのでしょうか？



菅原 修 Sugawara Shu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。
協力：萩谷 雅和（萩谷法律事務所）

A

基本的に、これまでプレゼントされたものを返還する必要はありませんが、婚約までしており、結納や婚約指輪を受け取っていたのであれば、それらを返還すべき場合があります。

プレゼントというのは、民法(以下、法)上は贈与契約と呼ばれています(法549条)。贈与契約が成立すれば、その後プレゼントを返還する必要はなく、交際解消後であっても同様です。

なお「書面によらない贈与」、つまりプレゼントすると口約束した場合には、各当事者が撤回することができます(法550条本文)。しかし、「履行の終わった部分」については撤回が認められません(法550条ただし書)。本件では、既にプレゼントされたものの返還が問題になっていますから、撤回は認められないでしょう。

他方、仮に相談者が交際相手と婚約までしていたものの、婚約が解消された場合、プレゼントを返還しなければならないこともあります。例えば、相談者が結納や婚約指輪を受け取っていたとしましょう。判例上、結納とは、「婚約の成立を確証し、あわせて、婚姻が成立した場合に当事者ないし当事者両家間の情誼を厚くする目的で授受される一種の贈与である」とされています(最高裁昭和39年9月4日判決)。婚約指輪についても同様の贈与であると考えられます。

このように、結納や婚約指輪は、婚姻(結婚)

が成立することを条件として贈与されるものですから、婚約が解消された場合には贈与自体も解消されてしまいます。その結果、相談者は、法律上の原因(本件では贈与契約のこと)なく結納や婚約指輪を受け取ったことになり、不当利得として結納や婚約指輪を元交際(婚約)相手に返還する義務を負います(法703条)。

ただし、婚約を解消した原因が結納や婚約指輪を渡した側にある場合、自らそのような事態を招きながら結納や婚約指輪の返還を求めることが信義則(法1条2項)上許されないとされることがあります。実際に、結納金の返還請求が認められなかった裁判例もあります(東京高裁昭和57年4月27日判決参照)。

法律上は以上のように考えられていますが、交際をめぐるトラブルは、「法律ではこのようになっている」というだけで簡単に解決することはできません。例えば、今後婚約、結婚することを見込んで思い入れのある大切なものをプレゼントしたが、交際を解消したのでどうしても返してほしいというケースや、そもそもプレゼントしたのか、それとも貸していただけなのが問題になるケースがあります。

互いに感情的になり過ぎて、暴行や恐喝などの刑事事件に発展してしまうこともありますので、第三者、できれば弁護士のような専門家を交えて話し合い、解決することをお勧めします。